

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 7 月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第58号

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例施行規則（平成17年鳥取県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公表の方法等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 条例第2条の公表は、<u>条例第3条第1項の報告後直ちに、次の事項について行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 条例第2条第1号に掲げる事項については、</u> <u>条例第3条第1項の報告を行った日の属する事業年度（以下「報告年度」という。）の開始の日現在のもの</u></p> <p><u>(2) 条例第2条第2号に掲げる事項については、</u> <u>報告年度の前事業年度のもの</u></p> <p><u>(3) 条例第2条第3号に掲げる事項については、</u> <u>報告年度の前事業年度の開始の日の翌日から報告年度の開始の日までに行われたもの</u></p> <p>(議会への報告)</p> <p><u>第3条 略</u></p> <p>(雑則)</p> <p><u>第4条 略</u></p>	<p>(公表の方法等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 条例第2条の公表は、<u>条例第3条第2項に規定する県議会への報告後遅滞なく行うものとする。</u></p> <p>(給与等の制度等の公開)</p> <p><u>第3条 条例第2条の規定により公表する同条第1号の給与等の制度は、条例第3条第1項の報告を行う日の属する事業年度の開始の日現在のものとする。</u></p> <p><u>2 条例第2条の規定により公表する同条第2号の給与等の支給の状況は、条例第3条第1項の報告を行う日の属する事業年度の前事業年度のものとする。</u></p> <p>(議会への報告)</p> <p><u>第4条 略</u></p> <p>(雑則)</p> <p><u>第5条 略</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。